

## 本庄市環境保全条例の一部改正について

### ○飼い犬又は飼い猫の適正な飼養及び管理

#### 【経緯】

飼い犬や飼い猫の多くの飼い主の方は、すでに適正な飼養や管理を行っていただいている状況ではありますが、一部の飼い主で、適正な飼養や管理を行っていない方も存在しております。実際に、市に対して市民の方からふん害等に困っているといった相談もございます。

このような相談があった場合、飼い主の特定ができる案件については、埼玉県担当職員により、飼い主に対して指導等を行い、状況によっては、市の職員も同行して対応を行っております。また、飼い主の特定ができない場合には、啓発看板の配布等を行い、ルールの遵守について周知を図っております。

それでもなお、一部の飼い主による適正な飼養や管理が行われていない状況が改善されていないことから、飼い主として責任を持って行動していただけるよう、生活環境の保全を定めている「本庄市環境保全条例」に「飼い犬又は飼い猫の適正な飼養及び管理」について、追加することを検討することといたしました。

#### 【追加内容】

- ① 飼い犬の運動をさせる場合の、ふん害等の防止について
- ② 飼い犬又は飼い猫の適正な繁殖について
- ③ 飼い猫のふん害について
- ④ 飼い猫の首輪等の装着について
- ⑤ 飼い主に対する指導又は助言について

※①～⑤の内容を現条例第8条の後に追加予定